

## 第6回境港市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年6月14日（月） 午後1時30分から午後2時30分まで

2. 開催場所 境港市役所 第1会議室

3. 出席委員（11人）

|         |     |       |
|---------|-----|-------|
| 会長（議長）  | 9番  | 足立晋哉  |
| 農業委員    | 1番  | 酒井美智子 |
|         | 2番  | 河岡誠   |
|         | 3番  | 阿部和夫  |
|         | 4番  | 佐々木隆  |
|         | 5番  | 藪内明   |
|         | 6番  | 古徳哲郎  |
|         | 7番  | 足立恵一  |
| 最適化推進委員 | 11番 | 角興    |
|         | 12番 | 築谷敏樹  |
|         | 13番 | 永井和人  |

4. 欠席委員 10番 濱田孝

5. 農業委員会事務局職員

|      |      |
|------|------|
| 事務局長 | 山田幹夫 |
| 主幹   | 渡邊龍太 |
| 主任   | 須山裕介 |

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 議案審議及び報告

議案第25号 職員の任免について

議案第26号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書について

議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

議案第28号 非農地証明申請について

議案第29号 農用地利用集積計画（案）について

議案第30号 農用地利用配分計画（案）について

報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知書

報告第 17 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

報告第 18 号 認定電気通信事業者の行う無線基地局の設置に伴う事業計画の提出について

## 7. 会議の概要

**議 長** ただ今から、令和 3 年第 6 回境港市農業委員会総会を開会いたします。  
本日の欠席委員は 1 名ですので定足数に達しており会議は成立しております。  
それでは、委員会会議規則第 11 条第 2 項に規定する総会の議事録署名委員  
について、議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

**議 長** それでは、1 番酒井委員、2 番河岡委員にお願いします。  
続いて、会務報告を行います。

（会長から次の事項について会務報告）

令和 3 年 5 月 13 日（木） 米子市農地転用事案現地調査（会長）

令和 3 年 5 月 24 日（月） 常設審議委員会

**議 長** それでは、議案審議に入ります。議案第 25 号「職員の任免について」を議題  
とします。事務局より説明をお願いします。

**事 務 局** 議案第 25 号「職員の任免について」ご説明いたします。  
6 月 7 日付けの境港市の人事異動に伴い、農業委員会事務局職員の任免について、議案書 1 ページのとおり提案するものです。農政課の 1 名の職員を任命し、退職しました 1 名の任を解くものであります。2 ページには、任免後の事務局職員の名簿を掲載しております。定数条例のとおり、6 名の職員が併任となります。以上です。

**議 長** 事務局から説明がありましたが、ご意見ご質問等はありませんか。  
それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

**議 長** 全員賛成ですので、議案第 25 号は、原案のとおり承認されました。

**事 務 局** それではここで議事を一旦中断し、この度任命する職員の辞令交付式を行います

す。

(辞令交付式を実施)

**議 長** 続きまして議案第 26 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

**事 務 局** 議案第 26 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」説明をさせていただきます。議案の 3～7 ページです。

(番号 1)

申請人は、渡町の A さんです。

土地の所在は、4 ページにあります渡町、畑、453㎡です。

申請理由は、申請地に一般個人住宅を建設したいということです。

申請地周辺の農地区分につきましては、公共施設等が整備された区域であり、第 3 種農地に該当します。

資力及び信用につきましては、金融機関からの融資証明書が提出されております。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。

土地改良区の同意の意見書は添付されております。

計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から適当と思われます。

隣接地耕作者の同意は取っておられます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、周囲にコンクリートブロック壁を設置することですので、流水等による被害発生の恐れはないと考えられます。

現地調査は、佐々木委員、古徳委員、築谷委員にお願いしました。以上です。

**議 長** 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

**築谷委員** 細長い土地でどのように家を建てるのかはわかりませんが、周りも住宅地で問題ないと思います。皆様の審議をお願いいたします。

**議 長** 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。  
ご意見ご質問等はありませんか。それでは採決いたします。  
賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議 長** 全員賛成ですので、議案第２６号は、原案のとおり承認されました。

**議 長** 議案第２７号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

**事 務 局** 議案第２７号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」説明をさせていただきます。議案の８～１５ページです。

(番号１)

譲渡人は、渡町のＢさんで、譲受人は渡町のＣさんです。

土地の所在は、９ページにあります渡町、畑、６２５㎡の内、１８８．６８㎡、及び、渡町、畑、８９９㎡の内、１１７．２９㎡、合計３０５．９７㎡です。申請理由は、申請地を売買により譲り受けて、一般個人住宅を建設したいということです。

申請地周辺の農地区分につきましては、公共施設等が整備された区域であり、第３種農地に該当します。

資力及び信用につきましては、金融機関からの融資証明書が提出されております。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。

土地改良区の同意の意見書は添付されております。

計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から適当と思われます。

隣接農地耕作者の同意は取っておられます。

写真の通り、現在申請地には白ネギが作付けされておりますが、８月いっぱい収穫予定であり、着工はその後行うとのことでした。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、周囲にコンクリートブロック壁を設置すること、流水等による被害発生の恐れはないと考えられます。現地調査は、佐々木委員、古徳委員、築谷委員にお願いしました。以上です。

**議 長** 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

**古徳委員** 周りにねぎ畑がありますが、前も後ろも横も住宅地という状況です。皆様の審議をお願いいたします。

**議 長** 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。  
ご意見ご質問等はありませんか。それでは採決いたします。  
賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、(番号 1) は、原案のとおり承認されました。

議 長 続きまして、(番号 2、3) を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 (番号 2、3) について説明をさせていただきます。

(番号 2、3)

譲渡人は、渡町の D さん及び、渡町の E さんで、譲受人は渡町の F さんです。土地の所在は、13 ページにあります渡町、畑、366 m<sup>2</sup>の内、186.84 m<sup>2</sup>、及び、渡町、畑、922 m<sup>2</sup>の内、180.35 m<sup>2</sup>、合計 367.19 m<sup>2</sup>です。

申請理由は、申請地を贈与及び使用貸借権設定により譲り受けて、一般個人住宅を建築したいということです。

申請地周辺の農地区分につきましては、公共施設等が整備された区域であり、第 3 種農地に該当します。

資力及び信用につきましては、金融機関からの融資証明書が提出されております。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。

土地改良区の同意の意見書は添付されております。

計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から適当と思われます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、隣接農地との境界に擁壁を設置するとのことから、流水等による被害発生の恐れはないと考えられます。

現地調査は、佐々木委員、古徳委員、築谷委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

古徳委員 D さんの住宅の隣、現状はねぎが植わっているんですけど、ここに家を建てる申請が出ています。皆様の審議をお願いいたします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。  
ご意見ご質問等はありませんか。それでは採決いたします。

賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、(番号 2、3) は、原案のとおり承認されました。

議 長 議案第 28 号「非農地証明申請について」を議題とします。事務局より説明を

お願いします。

**事務局** 議案第28号「非農地証明申請について」を説明させていただきます。議案16ページです。

(番号1)

申請人は芝町のGさんです。土地の所在は、芝町、田、46㎡、及び芝町、畑、272㎡、合計318㎡で調整区域内にあります。地図は17ページです。申請地は20年以上前より倉庫及び資材置場として利用されており、農地としての再生は困難とのことです。

現地調査は、佐々木委員、古徳委員、築谷委員にお願いしました。以上です。

**議長** 現地調査の報告をお願いします。

**古徳委員** 現状、物が建ってますけど、復旧は難しい状況です。皆様の審議をお願いいたします。

**議長** 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見ご質問等はありませんか。

**議長** なぜ、ここが非農地だということがわかったのですか。

**事務局** 今回の土地の南側を5条転用をし、資材置き場にするということについて相談があり、そこへの倉庫を取り除いて進入路を作ると言う事でした。そこで調べてみた所この土地が畑のままだった事がわかり、現状復旧が難しい状態であったため、非農地証明の申請にいたしました。

**議長** ご意見ご質問等はありませんか。それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議長** 全員賛成ですので、議案第28号は、原案のとおり承認されました。つづきまして続きまして議案第29号「農用地利用集積計画（案）について」、議案第30号「農用地利用配分計画（案）について」関連がありますので一括して説明をお願いします。

**議長** それでは事務局より説明をお願いします。

**事務局** 議案第29号「農用地利用集積計画（案）について」を説明させていただきます

す。議案の１９ページから２３ページです。

２２ページが総括表です。賃借権設定のみで、畑２２筆、２１，１３４㎡です。

２０、２１ページが利用権設定の各筆明細です。２０ページは相対契約で、２１ページが機構契約になります。Ｈさんとの契約については、来年の新規就農者への貸付予定地になっており、配分は来年の就農に合わせて行います。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の要件に該当しており、特に問題はないと考えます。続きまして、議案第３０号「農用地利用配分計画（案）について」を説明させていただきます。議案の２４ページから２６ページです。

これは農地中間管理事業により借り受けた農地を耕作者に貸し付けるために作成する計画ですが、市町村が農地中間管理機構である鳥取県農業農村担い手育成機構から依頼を受けて農用地利用配分計画の案を作成することになっており、この案を作成するにあたっては、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条に「必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする」とあることから、境港市長から意見を求められたものになります。

今回は、利用集積計画で機構に集積された農地について、新規就農者への配分予定地２筆を除く全筆を配分するという配分計画案になっています。

なお、農用地利用配分計画は、担い手育成機構から県に提出され、県知事の告示により決定されることになります。以上です。

**議 長** 議案の説明が終わりました。他にご意見ご質問等はありませんか。  
それでは採決いたします。議案第２９号に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

**議 長** 全員賛成ですので、議案第２９号は、原案のとおり承認されました。  
次に議案第３０号に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

**議 長** 全員賛成ですので、議案第３０号は、原案のとおり承認されました。

**（事務局から次の事項について報告）**

報告第１６号 農地法第１８条第６項の規定による通知書

報告第１７号 農地法第５条第１項第６号の規定による届出について

報告第１８号 認定電気通信事業者の行う無線基地局の設置に伴う事業計画の提出について

(事務局からその他項目について説明)

・ 今後の予定

- 常設審議委員会（会長） 令和3年 6月24日（木）
- 鳥取県農業会議通常総会（会長、事務局長） 令和3年 6月24日（木）
- 第7回境港市農業委員会総会（第3会議室） 令和3年 7月12日（月）  
◆午後1時30分～

- ・ 農業委員会情報 市報6月号「農地の貸し借りについて」  
市報7月号「農地の転用について」予定

議 長 以上で本日の審議は終了いたしました。その他に皆さんの方からございませんか。

議 長 それでは以上をもちまして令和3年第6回境港市農業委員会総会を閉会します。

令和3年6月14日

境港市農業委員会

議 長

\_\_\_\_\_

署名委員

\_\_\_\_\_

署名委員

\_\_\_\_\_